

# 第5節 学生に対する経済的支援の充実と学生の就業力の向上

## 1 学生に対する経済的支援の充実

### (1) 日本学生支援機構の奨学金事業

#### ① 奨学金事業の現状

国の奨学金事業は独立行政法人日本学生支援機構が実施しており、経済的理由により修学に困難がある優れた学生などに対し奨学金を貸与するとともに、卒業後の返還金の回収などを行っています。この奨学金事業は、昭和18年度に創設され、平成20年度までの66年間に奨学金の貸与を受けた奨学生の総数は約893万人、貸与総額は約10兆107億円に達しています。日本学生支援機構の奨学金には、無利子奨学金(第一種奨学金)と有利子奨学金(第二種奨学金)の2種類があり、有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後は年利3%を上限とした利子が課されるものです。

#### ② 学生の学ぶ意欲にこたえる事業の充実

学ぶ意欲と能力のある学生などが経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、平成21年度においては、事業全体で約115万人(対前年度6万人増)の学生などに対して、約9,475億円(対前年度462億円増)の奨学金を貸与することとしています(図表2-3-10, 2-3-11)

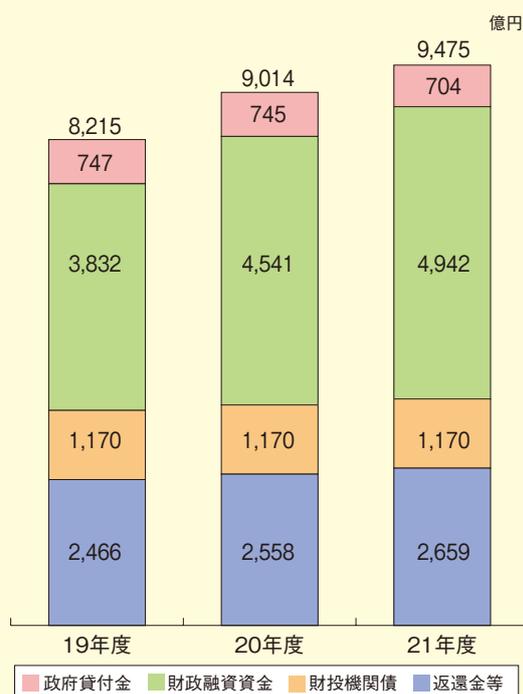
また、家計支持者の失業や災害による被害などによって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生に対応するため、「緊急採用奨学金制度(無利子奨学金)」「応急採用奨学金制度(有利子奨学金)」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用しています。

なお、高等学校及び専修学校高等課程の生徒に対する奨学金事業については、平成17年度の入学者より、都道府県に移管されており、各都道府県において確実に事業が実施できるよう、平成21年度は高等学校等奨学金事業交付金約281億円を措置しています。

#### ③ 返還金回収業務の改善

日本学生支援機構の奨学金事業は、卒業した奨学生からの返還金を奨学金の原資として

図表2-3-10 奨学金事業規模の推移



(出典) 文部科学省調べ

図表2-3-11 奨学金事業費総額

区分	(平成21年度)	
	貸与人員 (人)	事業費総額 (百万円)
無利子奨学金	344,369	250,169
大学	251,201	160,428
大学院	58,529	71,087
高等専門学校	12,158	4,795
専修学校専門課程	22,430	13,849
高等学校等	51	11
有利子奨学金	804,485	697,323
大学	648,496	532,098
大学院	29,843	34,443
高等専門学校	428	349
専修学校専門課程	122,281	108,598
海外留学分	3,437	3,811
入学時増額分	(54,813)	18,023
合計	1,148,854	947,492

(注) 1. 入学時増額分の貸与人員については内数である。  
2. 計数は四捨五入の関係で一致しないことがある。

(出典) 文部科学省調べ

活用する貸与制により実施しており、現在、事業費総額の約4割が返還金で賄われている(他の財源は、無利子奨学金については政府貸付金、有利子奨学金については財政融資資金及び財投機関債等)ため、返還金が確実に回収されることが、奨学金事業を実施していく上でますます重要となっています。このため、日本学生支援機構では、平成21年度からの第2期中期目標・中期計画において、平成25年度までに総回収率を82%以上にすることや平成23年度までに大学・大学院等に係る平成19年度末の3カ月以上の延滞額の半減を目指すことを明記するとともに、(ア)民間委託の拡大(新たにコールセンターを設置、試験的に導入した回収業務の民間委託を本格的に実施)、(イ)延滞者に対する法的措置の早期化(延滞1年以上から9カ月以上に3カ月早期化)、(ウ)住所不明者に対する住所調査の強化、(エ)個人信用情報機関の活用など、返還金回収業務の強化に努めています。

## (2) 大学における授業料減免事業の支援

文部科学省では、経済的理由などにより、授業料などの納付が困難である者などを対象に、修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保するため、国立大学法人や私立大学などが実施する授業料減免措置に対し、国立大学法人運営費交付金の算定や、私立大学等経常費補助金の特別補助を通して支援しています。また、公立大学については、地方財政措置を通して支援しています。

現在、全ての国立大学法人において授業料減免制度を設けており、平成20年度の授業料免除実施額は約190億円、免除人数は約6万人(のべ10万5千人)となっています。

公立大学では、現在、すべての大学が授業料減免制度を設けており、平成20年度実績で約8,500人に対して25.5億円の減免措置がなされています。

また、私立大学などが実施している授業料減免事業に対しては、平成21年度に29億円、約2万8千人分を補助しています。

## (3) 奨学団体等の奨学金事業

我が国の奨学金事業は、日本学生支援機構のほかに特例民法法人や地方公共団体、大学や民間会社などによって、多様な形態で幅広く実施されています。平成19年度の日本学生支援機構の調査によると、約2,800の奨学団体などが、約13万4千人の奨学生に対し、総額で約548億円を支給しています。

これらの奨学団体などは、それぞれの設立目的に基づいて特色ある事業を行っており、教育の機会均等と優れた人材の育成の観点から一層の充実が図られることが期待されます。また、一定の要件を満たす奨学団体に対する寄附金については、現在、一定の税制上の優遇措置が講じられています。

## (4) 大学院生の経済的支援の拡充

大学院生に対する経済的支援として、文部科学省では、グローバルCOEプログラム等を通じてTA(ティーチング・アシスタント)\*<sup>4</sup>やRA(リサーチ・アシスタント)\*<sup>5</sup>の充実を図る取組を行っています。

\*<sup>4</sup>TA(ティーチング・アシスタント)

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生などに対するチュータリング(助言)や実験・実習・演習など教育補助業務を行わせ、大学院生への教育訓練の機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

\*<sup>5</sup>RA(リサーチ・アシスタント)

大学等が行う研究プロジェクトなどに、教育的配慮の下に、大学院生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

## 2 学生の就業力の向上

### (1) 学生の就職活動

#### ① 就職率の動向

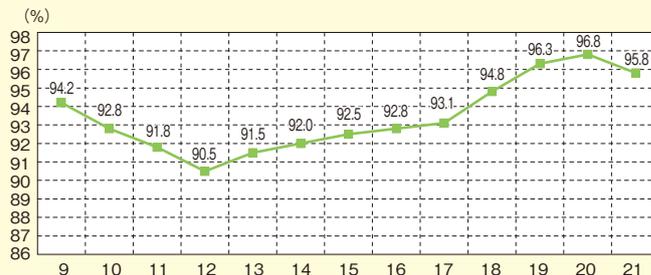
文部科学省と厚生労働省が共同で実施した就職状況調査によると、平成20年度大学等卒業者の就職率は次表のとおりです(図表2-3-12)。12年以降、就職率は8年続けて上昇していましたが、昨今の雇用情勢を反映して、学生などの就職率は下落に転じております(図表2-3-13)。平成22年3月大学等卒業予定者の就職内定率(2月1日現在)も79.7%(去年同期比6.2ポイント減)と、学生の就職活動は厳しい状況です。

図表2-3-12 平成20年度大学等卒業者の就職状況(平成21年4月1日現在)

区分	就職希望率	就職率
大学	70.4% (▲0.8)	95.7% (▲1.2)
うち 国公立	51.4% (▲1.4)	96.6% (▲0.9)
私立	79.7% (▲0.6)	95.4% (▲1.3)
短期大学	77.5% (▲1.0)	94.5% (▲0.1)
高等専門学校	52.5% (▲4.5)	100.0% ( 0.4)
計	69.8% (▲1.1)	95.8% (▲1.0)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。  
就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。  
2. ( ) は前年度調査からの増減値 (▲は減少)。  
(出典) 大学等卒業者の就職状況調査(文部科学省, 厚生労働省調べ)

図表2-3-13 就職率の推移



(注) 数値は、各年4月1日現在の大学、短期大学及び高等専門学校全体の値を示す  
(出典) 大学等卒業者の就職状況調査(文部科学省, 厚生労働省調べ)

#### ② 秩序ある就職・採用活動への取組

平成22年度(23年3月)卒業予定の学生の就職・採用活動については、21年度と同様に、大学側(国公立大学などで構成される「就職問題協議会」)が「平成22年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側((社)日本経済団体連合会)が「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者などの採用選考に関する企業の倫理憲章」(「倫理憲章」)を定め、双方がそれぞれを尊重する形で行われています(図表2-3-14)。

また、大学側から企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨に沿った採用活動を別途要請し、企業側では、会員企業の賛同を得て、秩序ある就職・採用活動の実現に向けた「倫理憲章の趣旨実現をめざす共同宣言」を公表しました。

図表2-3-14 「申合せ」及び「倫理憲章」

大学側の「申合せ」	企業側の「倫理憲章」
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卒業学年当初及びそれ以前は、企業説明会に対して会場提供や協力を行わないこと 一方で、企業が実施する企業情報等の発信を目的とした採用広報のための説明会等を実施する場合は、その後の選考に影響しないことを学生に対して明示すること</li> <li>○ 学校推薦は、原則として7月1日以降とすること</li> <li>○ 正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底すること</li> <li>○ 企業に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む会社指定書類、戸籍謄本等の提出を求めないよう要請すること</li> <li>○ 採用活動は、男女雇用機会均等法の趣旨に則って行われるべきであり、その旨、企業側に徹底するよう要請すること</li> <li>○ 各大学等は、学内の教職員はもとより、学生への周知徹底を図るとともに、企業に対して、「申合せ」の趣旨の理解を図ること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在学全期間を通して知性、能力と人格を磨き、社会に貢献できる人材を育成、輩出する高等教育の趣旨を踏まえ、採用選考活動にあたっては、正常な学校教育と学習環境の確保に協力し、大学等の学事日程を尊重すること</li> <li>○ 卒業・修了学年の学生が本分である学業に専念する十分な時間を確保するため、選考活動の早期開始は自粛する。まして卒業・修了学年に達しない学生に対して、面接など実質的な選考活動を行うことは厳に慎むこと</li> <li>○ 公平・公正で透明な採用の徹底に努め、男女雇用機会均等法に沿った採用選考活動を行うことはもちろんのこと、学生の自由な就職活動を妨げる行為は一切しない。また、大学所在地による不利が生じぬよう留意すること</li> <li>○ 企業情報、採用情報等の発信を目的とした広報活動は、その後の選考に影響しないものであることを学生に明示するよう努めること</li> <li>○ 正式な内定日は、10月1日以降とすること</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## (2) 学生の就職支援と就業力向上

学生の厳しい雇用情勢を受け、文部科学省では、就職相談員などの配置や企業の求人に関する情報検索システムなど、大学などにおける就職支援体制の強化を図る取組に対して支援しています。

さらに、政府全体としては、平成21年10月の「緊急雇用対策」に基づき、平成21年12月には、(社)日本経済団体連合会などの経済団体・業界団体などに対して、文部科学、厚生労働、経済産業の3大臣より、新規学校卒業者の採用拡大に関する要請を行うなど、新卒者支援チーム関係府省が連携しつつ、大学等卒業予定者の支援に取り組んでいます。

また、学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活などへの移行支援の必要性が高まっていることから、大学などが教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導などに取り組む体制を整えることについて、平成22年2月に「大学設置基準」が改正され、平成23年月から全ての大学で取られることとなります。これを踏まえ、文部科学省では、各大学が教育課程内外にわたり就業力の育成などを目指す取組などを総合的に支援することとしています。